

事 務 連 絡  
平成30年3月30日

各財務（支）局、沖縄総合事務局  
多重債務相談業務担当課（室）  
都道府県  
多重債務者相談担当課  
消費生活相談担当課

御中

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室  
消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応  
に際してのマニュアルについて

平素から、消費生活センター等を含む多重債務者相談窓口においては、多重債務者相談への対応に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府においては、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（平成28年法律第115号）の衆・参両院の内閣委員会での採決時における附帯決議なども踏まえ、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化し、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくすため、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって包括的な対策を推進する体制として、平成28年12月に「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を立ち上げました。その後、平成29年8月には、同閣僚会議における検討の取りまとめとして、「ギャンブル等依存症対策の強化について」が決定されました。

この取りまとめにおいては、多重債務者相談窓口等には、ギャンブル等に関する相談も寄せられるものの、相談員のギャンブル等依存症に関する理解・知識は必ずしも十分でない場合があることなどを踏まえ、的確に相談実務が行えるよう、多重債務者相談窓口等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルを整備することについて記載されたところです。

こうした経過を踏まえ、厚生労働省の協力を得ながら、別添のとおり、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルとして、相談対応に際しての一般的なフローやその留意点などを整理しましたので、送付いたします。

本マニュアル及び関係機関の連絡先一覧等（別添2及び別添3）を御活用いただくとと

もに、地方公共団体の保健・医療担当部局を始め、関係機関相互の連携を確保しながら、相談対応に従事していただけるようよろしくお願いいたします（なお、今後、関係機関の連絡先については、消費者庁ウェブサイト（[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_012/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)）において、更新情報を随時把握できるようにすることを予定しております。）。

また、「ギャンブル等依存症対策の強化について」の実施に向けた関係資料（①消費者向けの注意喚起、普及啓発用の資料（別添3。消費者庁を中心に関係府省庁が連携して作成。）、②依存症の理解を深めるためのリーフレット（別添4。厚生労働省において作成。））についても併せて添付いたします。これらも適切に御活用いただけるようお願いいたします。

なお、管下の市町村（政令指定都市を含む。）に対し、本件を周知いただくとともに、連絡先の共有等を図っていただくよう併せてお願いいたします。

### 《添付資料》

（別添1）対応マニュアル本体

（別添2）関係機関の連絡先一覧（①各地域の財務局等、②都道府県・指定都市の消費生活センター等、③都道府県・指定都市における精神保健福祉センター）

※ 都道府県の多重債務相談担当課及び貸金業担当課、全国の消費生活センター等（上記のものを除く。）並びに各地域の保健所については、以下のリンクを御確認ください。

- <http://www.fsa.go.jp/ordinary/madoguti/jititai.html>
- <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>
- [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html)

（別添3）ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ

（別添4）依存症の理解を深めるためのリーフレット（わかっているのにやめられない ～それって依存症かも～）

### 【問い合わせ先】

- ・金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室  
電 話 03-3506-6000（内 3537）
- ・消費者庁消費者政策課  
電 話 03-3507-8800（内 2206）

# ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題 に係る相談への対応に際してのマニュアル

別添1

○ このマニュアルは、借金の問題の対応は、多重債務者相談のための手引きを基礎になされることを念頭に、ギャンブル等依存症に陥っていると考えられる方への対応時に追加的に留意することが想定される事項を中心にまとめています。

## 1 相談者来訪前の準備

(※補足1を参照)

- ① 地域の自助グループ等を含め、関係機関へ円滑につながるよう（情報共有・情報連絡）ができるよう、精神保健福祉センターや保健所との間で関係機関の連絡先を共有します。
- ② 相談者（御本人<sup>(注)</sup>）又は御家族）からの相談内容を的確に把握できるよう、ギャンブル等依存症及びギャンブル等に関する一般的な知識を把握しておきます。

(注) ギャンブル等依存症に陥っている方(陥っている可能性のある方を含みます。)をいいます。

## 2 相談者来訪時

(※補足2を参照)

- ① 相談者に安心してもらえるようにします。
- ② 借金の状況を確認しながら、ギャンブル等へののめり込みの状況を確認するための質問をし、御本人の反応を見ます。
- ③ 質問に対する御本人の反応から、ギャンブル等へののめり込みがうかがえる場合、医療機関、精神保健福祉センター、保健所への相談状況など、回復に向けた取組状況を質問するようにします。

<以降は、御本人にギャンブル等へののめり込みの状況がうかがえる場合に該当する手順ですが、御家族に関係機関の連絡先を情報提供すること等は、基本的に、支障ありません。>

## 3 ギャンブル等依存症の治療等のための機関の紹介

(※補足3を参照)

- ① 債務の整理のための機関へのつなぎは、多重債務者相談の場合と同様です。
- ② 新たな債務の問題を発生させないためにも、御家族が借金の肩代わりをすべきでないことを理解できるようにします。

## 4 関係者間のコミュニケーションの確保

(※補足3を参照)

- 御本人は病気であると認めがらない場合があり、御本人に専門機関の連絡先を伝えるだけでは、借金の問題の解決にならない可能性があります。つなぎ際に、御家族ともコミュニケーションを図るよう留意します。

## 補足1 「相談者来訪前の準備」における留意点

- ① 保健所や精神保健福祉センターとの間で、御本人やその御家族の支援に成果を挙げている自助グループ、債務の整理に関する専門機関等の連絡先を共有します。



それぞれの機関に、ギャンブル等にのめり込んでいる様子が見え始める相談が来た際のつながりが円滑に進むようになります。

- ② 地方公共団体における部門間の連携についても改めて確認します。



生活再建の支援の観点から地方公共団体内の就労支援を担当する部署と連携する場合などもあり得るため、こうした機会に、日頃からの連携を改めて確認することも考えられます。

- ③ 相談者（御本人又は御家族）からの相談内容を的確に把握できるよう、ギャンブル等依存症及びギャンブル等に関する一般的な知識を押さえておきます。（参考1、参考2等を参照）

## 補足2 「相談者来訪時」における留意点

- ① 相談者に安心してもらえるようにします。また、ギャンブル等に再度のめり込んでしまい、再び相談に訪れることとなったとしても、御本人を責めないようにします。



多重債務者相談の場合と同様、「頼りになる窓口」であることや、相談内容が外部には漏れないことを理解していただくとともに、「安心して」話をしてもらう雰囲気づくりが重要です。

- ② 借金の状況を確認する際には、
- ・御本人から、借金の問題が生じたことになった経過をお話しいただく。
  - ・御本人から、借金の総額や内訳をあえて口に出してお話しいただく。
- など、借金の問題に自覚を持っていただく工夫も考えられます。

- ③ 借金の問題が生じたことになった経過や時間のある際の過ごし方を伺う中で、ギャンブル等により債務が増加した様子がうかがえる場合、以下のような項目について、さりげなく質問するようにします。

(※ここでは、DSM-5 (精神疾患の分類と診断の手引き) を基礎にして質問項目の例を整理していますが、SOGS (サウスオックス・ギャンブリング・スクリーン) を基礎に質問 (参考1を参照。) することや、地域独自の質問項目を設定し、活用することも考えられます。)

### 【質問項目の例】

- ・興奮を得るために、使用金額を増やしてギャンブル等をすることがありますか。
- ・ギャンブル等をするのを中断したり、中止したりすると落ち着かなくなりますか、またはイライラしますか。
- ・ギャンブル等をするのを制限しよう、減らそう、またはやめようとしたが成功しなかったことがありますか。
- ・しばしばギャンブル等に心を奪われていますか。
- ・苦痛の気分有的时候にギャンブル等をする人が多いですか。
- ・ギャンブル等の負けを取り戻そうとして別の日にギャンブル等をすることがありますか。
- ・ギャンブル等へののめり込みを隠すためにウソをつくことがありますか。
- ・ギャンブル等によって大切な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらしたり、失ってしまったりしたことがありますか。
- ・ギャンブル等によって引き起こした絶望的な経済状態から免れるために、他人にお金を出してくれるよう頼んだことがありますか。

- ④ 前記の質問に対する御本人の回答から、ギャンブル等へののめり込みがうかがえる場合においては、以下のような事項も質問するようにします。

- ・御本人がギャンブル等を始めた年齢と、その経緯
- ・御本人による医療機関ないし保健所、精神保健福祉センターへの相談状況
- ・御本人又は御家族による自助グループへの参加状況

- ⑤ 借金の問題は、御本人又は御家族が予期せぬタイミングで顕在化することが多く、御本人、御家族のいずれも混乱してしまい、解決すべき問題の全体に気付いていない場合や、こころの問題を抱えている場合があります。

そのため、御家族のみによる相談であっても、「御本人の相談ではない」等の形式的な理由のみで相談を断るのではなく、関係機関の連絡先を情報提供するなど、可能な対応をすることが適切です。

### 補足3 「ギャンブル等依存症の治療等のための機関の紹介」及び「関係者間におけるコミュニケーションの確保」における留意点

- ① 補足1①及び②に記載した手順により共有した関係機関の連絡先を基にして、治療等のための機関を紹介するほか、多重債務者相談への対応時につなぐ機関も紹介するようにします。
- ② ギャンブル等へののめり込みによる借金の場合、御家族が肩代わりすることは、御本人の立ち直りの支障となり、新たな借金の問題を発生させる可能性があります。御本人及び御家族に認識を持っていただくため、関係機関につなぐ際に、付言することが適切です。
- ③ 御本人は、自らがギャンブル等にのめり込んでいることを話したがない場合が少なくありません。そのため、関係機関につなぐに際し、御本人に関係機関の連絡先を示すのみでは、御本人がアクセスすることをやめてしまう可能性もあることから、可能であれば、御家族にも連絡するほか、相談員が関係機関の予約を入れることも考えられます。

## 依存症の定義、要因など

### 1 一般的な依存症の定義と診断基準

WHOにおいては、依存症について、「精神に作用する化学物質の摂取や、快感・高揚感を伴う行為を繰り返し行った結果、さらに刺激を求める抑えがたい渴望が起こり、その刺激を追求する行為が第一優先となり、刺激がないと精神的・身体的に不快な症状を引き起こす状態」と位置付けています。

#### (1) 物質使用障害について

アメリカ精神医学会においては、「精神疾患の分類と診断の手引き（DSM）」を定期的に改訂・発行しており、最新の「DSM-5」においては、物質使用障害（アルコールや薬物の依存）の診断基準について以下のように設定しています。

以下のような問題が12ヶ月以内に2つ以上生じ、臨床的に重大な問題や苦痛を引き起こしている。

- ① 当初のつもりよりも大量に、あるいは長期にわたって物質を使用してしまう。
- ② 使用の量を減らしたい、コントロールしたいという持続的な願望がある。あるいは、それを試みて失敗した経験がある。
- ③ 入手や使用のため、あるいは影響から回復するためといったような活動に費やす時間が増えている。
- ④ 渴望、強い欲求や衝動が認められる。
- ⑤ 職場や学校、家庭での重要な義務や責任を果たせないという事態が繰り返されている。
- ⑥ 社会的問題や対人関係の問題が持続的あるいは繰り返し引き起こされたり、悪化しているにもかかわらず、使用が続いている。
- ⑦ 物質使用のために重要な社会的活動や職業的活動、余暇活動への参加をやめたり、減らしたりしている。
- ⑧ 身体的に危険を伴う状況でも、物質的使用を繰り返す。
- ⑨ 物質使用によって、身体的もしくは心理的な問題が生じたり、悪化したりする事態が続いたり、繰り返されたりすることを知っていながら、物質使用が続いている。
- ⑩ 耐性が認められる（求める効果を得るための物質の量が著しく増える、あるいは同じ量を使い続けていると効果が著しく減少している）。
- ⑪ 離脱症状が認められる（その物質に特異な離脱症状がある。離脱症状を軽減したり回避したりするために、同じ物質や似たような物質を使う）。

## (2) ギャンブル等依存症について

「ギャンブル等依存症」に相当する医学上の疾病分類としては、「DSM-5」における「ギャンブル障害」が挙げられます。「ギャンブル障害」の診断基準については、「DSM-5」において、以下のように設定しています。

- A 臨床的に意味のある機能障害又は苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行為で、その人が過去12ヶ月間に以下のうち4つ（又はそれ以上）を示している。
- ① 興奮を得たいがために、掛け金を増やして賭博をする要求
  - ② 賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる、またはいらだつ。
  - ③ 賭博をするのを制限する、減らす、または中止するなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある。
  - ④ しばしば賭博に心を奪われている（例：過去の賭博体験を再体験すること、ハンディをつけること、または次の賭けの計画を立てること、賭博をするための金銭を得る方法を考えること、を絶えず考えている）。
  - ⑤ 苦痛の気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑うつ）のときに、賭博をすることが多い。
  - ⑥ 賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い（失った金を「深追いする」）。
  - ⑦ 賭博へののめり込みを隠すために、嘘をつく。
  - ⑧ 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の地位を危険にさらし、または失ったことがある。
  - ⑨ 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む。
- B その賭博行動は、躁病エピソードではうまく説明されない。

## 2 依存症の要因

依存症の要因の一つとして、生物学的な要因があるとされています。

例えば、ギャンブル等依存症の場合、脳の機能変化があるとされており、自分の意志と力だけでは異常な行動をコントロールできない状態にギャンブル等依存症患者は陥っているとされています。例えば、以下のように説明されることがあります。

「人は、アルコールや薬物を摂取すると、脳内にドーパミンという物質が分泌され、中枢神経が興奮して「快感・喜び」を感じます。この感覚を脳が「報酬（ごほうび）」として認識すると、その報酬（ごほうび）を求める回路が脳内にできあがります。

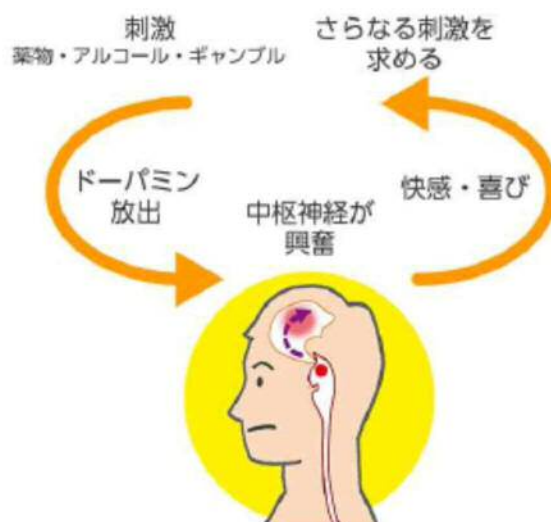
しかし、アルコールや薬物の摂取を繰り返し続けると、次第に「報酬（ごほうび）」回路の機



能が低下していき、「快感・喜び」を感じにくくなります。そのため、以前と同じ快感・喜びを得ようとして、アルコールや薬物の量や頻度が増えていきます。摂取量を増やせば一時的には「快感・喜び」を感じられますが、さらに回路の機能が低下して感じにくくなり、それを埋めようとまた量や頻度が増えます。

こうした悪循環に陥ると、脳が「報酬（ごほうび）」を求めてエスカレートしている状態となり、結果、自分の意志でコントロールすることは非常に困難となります。

ギャンブルなどで味わうスリルや興奮といった行動でも、同じように脳内で「報酬（ごほうび）」を求める回路が働いているのではないかとわれています。」



### 3 我が国におけるギャンブル等依存症の実態

平成29年9月29日付けで、国立病院機構久里浜医療センターの樋口院長、松下副院長により公表された、ギャンブル等依存が疑われる者の割合などの調査結果（平成29年度に全国調査を実施）では、全国の10,000名を対象に面接調査を実施し、4,685名からギャンブル等依存に関する調査項目の有効回答を得たデータを用いて、過去1年以内のギャンブル等の経験等について評価を行い、「ギャンブル等依存が疑われる者」（※）の割合を成人の0.8%と推計しています。

※ SOGS(The South Oaks Gambling Screen. アメリカのサウスオークス財団がギャンブル等依存症の診断のために開発した簡易スクリーニングテスト。)による12項目（20点満点）の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存の疑いありとされています。

#### <補足（SOGSの質問事項について）>

1 ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にギャンブルしますか？

(a) しない (b) 2回に1回する (c) たいていする (d) いつもそうする

- 2 ギャンブルで負けたときでも、勝っていると嘘をついたことがありますか？  
(a) ない (b) 半分はそうする (c) たいていそうする
- 3 ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか？  
(a) ない (b) 以前はあったが今はない (c) ある
- 4 自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか？  
(a) ある (b) ない
- 5 ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか？  
(a) ある (b) ない
- 6 自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して悪いなと感じたことがありますか？  
(a) ある (b) ない
- 7 ギャンブルを止めようと思っても、不可能だと感じたことがありますか？  
(a) ある (b) ない
- 8 ギャンブルの証拠になるような券などを家族の目に触れぬよう隠したことがありますか？  
(a) ある (b) ない
- 9 ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか？  
(a) ある (b) ない
- 10 借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか？  
(a) ある (b) ない
- 11 ギャンブルのために仕事や学業をさぼったことがありますか？  
(a) ある (b) ない
- 12 ギャンブルに使うお金をどのようにして作りますか？またどのようにして借金しますか？あてはまるもの全部に○を  
(a) 生活費を削って (b) 配偶者や両親の金から (c) 親戚・知人から  
(d) 銀行から (e) サラ金から (f) 定期預金の解約 (g) 保健の解約  
(h) 家財を売って (i) その他 ( )

※ 質問1 ; c, d、質問2・3 ; b, c、質問4～11 ; a が各1点、質問12は○が付いた数で合計。3、4点が「将来ギャンブル等依存になる可能性が高い」、5点以上が「ギャンブル等依存の疑いあり」

## 【参照文献】

- ・ 平成28年度文部科学省委託調査「依存症予防教育に関する調査研究」報告書（平成29年3月 (株)学研教育アイ・シー・ティー）
- ・ 政府広報オンライン「アルコール、薬物、ギャンブルなどをやめたくてもやめられないなら... それは「依存症」という病気かも。」（平成30年3月14日）

- ・ 樋口 進・松下 幸生「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（全国調査結果の中間とりまとめ）」（平成29年9月29日公表）

## 公営競技の概要

### 1 競馬（所管：農林水産省）

#### （1）中央競馬

- i 主催者 日本中央競馬会（JRA）
- ii 馬券を購入できる主要施設
  - 競馬場 全国10箇所（札幌、函館、福島、新潟、東京、中山、中京、京都、阪神及び小倉）
  - ウインズ
- iii 馬券は、競馬場又はウインズで購入するほか、インターネットや電話でも購入可能（即PAT、A-PAT、JRAダイレクト及びARSの4種類）。
- iv 馬券の種類
  - 単勝 1着になる馬を当てる馬券
  - 複勝 3着までに入る馬を当てる馬券
  - 応援馬券 1頭の馬の単勝と複勝を同時に購入できる馬券
  - 枠連 1着と2着になる馬の枠番号（1枠～8枠まで設定され、騎手の帽子の色で区別される。）の組合せを当てる馬券
  - 馬連 1着と2着になる馬の馬番号（馬のゼッケンの番号。最大で18番まで。）の組合せを当てる馬券
  - 馬単 1着と2着になる馬の馬番号を着順どおりに当てる馬券
  - ワイド 3着までに入る2頭の組合せを馬番号で当てる馬券
  - 3連複 1着から3着までに入る馬の組合せを馬番号で当てる馬券
  - 3連単 1着から3着までに入る馬の馬番号を着順どおりに当てる馬券
  - WIN5 JRAの指定する5つの競走の全ての1着馬を当てる馬券
- v 主要な競走  
年間に、24のGI競走（日本ダービー、桜花賞、天皇賞（春・秋）、安田記念、ジャパンカップ、有馬記念など）が開催されている。

#### （2）地方競馬

- i 主催者 地方公共団体
- ii 競馬場 全国17箇所（門別、札幌、帯広、盛岡、水沢、浦和、船橋、大井、川崎、金沢、笠松、名古屋、中京、園田、姫路、高知及び佐賀）

iii 馬券は、競馬場や場外馬券場で購入するほか、インターネットや電話でも購入可能（SPAT4、オッズパーク、RAKUTEN競馬及びJRAネットの4種類）。

iv 馬券の種類

- 単勝 1着になる馬を当てる馬券
- 複勝 3着までに入る馬を当てる馬券
- 枠複 JRAの枠連と同様の馬券
- 馬複 JRAの馬連と同様の馬券
- 馬単 1着と2着になる馬の馬番号を着順どおりに当てる馬券
- ワイド 3着までに入る2頭の組合せを馬番号で当てる馬券
- 3連複 1着から3着までに入る馬の組合せを馬番号で当てる馬券
- 3連単 1着から3着までに入る馬の馬番号を着順どおりに当てる馬券
- 枠単 1着と2着になる馬の枠番号を着順どおりに当てる馬券
- 5重勝単式 JRAのWIN5と同様の馬券
- 7重勝単式 同日の7つの競走の全ての1着馬を当てる馬券
- トリプル馬単 同日の3つの競走の馬単を当てる馬券

v 主要な競走

年間に、GIである東京大賞典のほか、9の<sup>ジーンワン</sup>JpnI競走（川崎記念、ジャパ<sup>ン</sup>ダートダービー、JBCクラシックなど）が開催されている。

## 2 競輪（所管：経済産業省）

i 主催者 地方公共団体

ii 車券を購入できる主要施設

- 競輪場 全国43箇所（函館、青森、いわき平、弥彦、前橋、取手、宇都宮、大宮、西武園、京王閣、立川、松戸、千葉、川崎、平塚、小田原、伊東、静岡、名古屋、岐阜、大垣、豊橋、富山、松阪、四日市、福井、奈良、向日町、和歌山、岸和田、玉野、広島、防府、高松、小松島、高知、松山、小倉、久留米、武雄、佐世保、別府及び熊本）
- 場外車券場（サテライト）

iii 車券は、競輪場又は場外車券場で購入するほか、インターネットや電話でも購入可能（KEIRIN.JP、チャリロト、RAKUTEN・Kドリームス及びオッズパークの4種類）。

iv 車券の種類

- 枠番2連勝複式（2枠複） 1着と2着の枠番（1枠～6枠まで設定）の組

合せを当てる車券

- 枠番2連勝単式(2枠単) 1着と2着の枠番を着順どおりに当てる車券
- 車番2連勝複式(2車複) 1着と2着の車番(1番~9番まで設定)の組合せを当てる車券。
- 車番2連勝単式(2車単) 1着と2着の車番を着順どおりに当てる車券。
- 車番拡大2連勝複式(ワイド) 3着以内の車番2つの組合せを当てる車券
- 車番3連勝複式(3連複) 1着から3着までの車番の組合せを当てる車券
- 車番3連勝単式(3連単) 1着から3着までの車番を着順どおりに当てる車券
- 重勝式 複数レースの勝者を当てる(7重勝単勝、4重勝車番2連勝複式等)

#### v 主要な競走

年間に、6のG I競走(日本選手権競輪、高松宮記念杯、オールスター競輪など)と、各G I競走の勝者や賞金ランキングの上位者が参加するKEIRINGランプリ(毎年12月30日に開催)が開催されている。

### 3 オートレース(所管:経済産業省)

- i 主催者 地方公共団体
- ii 車券を購入できる主要施設
  - オートレース場 全国5箇所(川口、伊勢崎、浜松、山陽及び飯塚)
  - オートレース専用場外車券場(全国28の競輪のサテライトと併設。)
- iii 車券は、オートレース場又は場外車券場で購入するほか、インターネットや電話でも購入可能(オートレースオフィシャルサイト、オッズパーク、ギャンブル及びチャリロトの4種類)。
- iv 車券の種類
  - 単勝 1着となる1車を車番で当てる車券
  - 複勝 1着・2着・3着までに入る1車を車番で当てる車券(7車以下の時は2着まで)
  - 2連勝複式(2車複) 1着・2着を順位にかかわらず車番で当てる車券
  - 2連勝単式(2車単) 1着・2着を順位どおりの車番で当てる車券
  - 拡大2連勝複式(ワイド) 1着・2着・3着までに入る2車を車番で当てる車券
  - 3連勝複式(3連複) 1着・2着・3着を順位にかかわらず車番で当てる車券

- 3連勝単式（3連単） 1着・2着・3着を順番どおりの車番で当てる車券
  - 重勝式 複数レースの勝者を当てる（5重勝単勝式、4重勝2連勝単式等）
- v 主要な競走
- 年間に、5のSG競走（オールスター・オートレース、日本選手権オートレース、スーパースター王座決定戦など）が開催されている。

#### 4 モーターボート競走（所管：国土交通省）

- i 施行者 地方公共団体
  - ii 舟券を購入できる主要施設
    - ポートレース場 全国24箇所（桐生、戸田、江戸川、平和島、多摩川、浜名湖、蒲郡、常滑、津、三国、びわこ、住之江、尼崎、鳴門、丸亀、児島、宮島、徳山、下関、若松、芦屋、福岡、唐津及び大村）
    - 場外発売場（ポートレースチケットショップ、ポートピアなど）
  - iii 舟券は、ポートレース場や場外発売場のほか、インターネットや電話でも購入可能（テレボート）。
  - iv 舟券の種類
    - 単勝 1着の艇を当てる舟券
    - 複勝 2着までに入る艇を当てる舟券
    - 2連単 1着、2着の艇を着順どおりに当てる舟券
    - 2連複 1着、2着の艇を着順にかかわらず当てる舟券
    - 3連単 1着、2着、3着の艇を着順どおりに当てる舟券
    - 3連複 1着、2着、3着の艇を着順にかかわらず当てる舟券
    - 拡連複 1着から3着までの2艇を着順にかかわらず当てる舟券
  - v 主要な競走
- 年間に、8のSG競走（ボートレースクラシック、ボートレースオールスター、ボートレースダービー、グランプリなど）が開催されている。

## 財務局等における相談窓口一覧

財務局名	連絡先	所在地	電話番号
北海道財務局	多重債務者相談窓口	〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎11階	011(807)5144
東北財務局	多重債務相談窓口 (金融監督第三課)	〒980-8436 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟5階	022(266)5703 (直通) 022(263)1111 (内線3080)
	青森財務事務所	〒030-8577 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎3階	017(774)6488 (直通)
	盛岡財務事務所	〒020-0023 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎4階	019(622)1637 (直通)
	秋田財務事務所	〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎3階	018(862)4196 (直通)
	山形財務事務所	〒990-0041 山形市緑町2-15-3 1階	023(641)5201 (直通)
	福島財務事務所	〒960-8018 福島市松木町13-2 1階	024(533)0064 (直通)
関東財務局	多重債務相談窓口	〒330-9716 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(600)1113 (直通)
	水戸財務事務所	〒310-8566 水戸市北見町1-4	029(221)3190 (直通)
	宇都宮財務事務所	〒320-8532 宇都宮市桜3-1-10	028(633)6294 (直通)
	前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎10階	027(221)4495 (直通)
	千葉財務事務所	〒260-8607 千葉市中央区椿森5-6-1	043(251)7830 (直通)
	東京財務事務所	〒113-8553 文京区湯島4-6-15 湯島地方合同庁舎	03(5842)7475 (直通)
	横浜財務事務所	〒231-8412 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎12階	045(633)2335 (直通)
	新潟財務事務所	〒950-8623 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館9階	025(281)7508 (直通)
	甲府財務事務所	〒400-0031 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎8階	055(253)2261 (代表)
	長野財務事務所	〒380-0846 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎5階	026(234)2970 (直通)
北陸財務局	多重債務相談窓口	〒921-8508 石川県金沢市新神田4丁目3番10号 (金沢新神田合同庁舎)	076(292)7951 (直通)
東海財務局	多重債務相談窓口	〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号	052(951)1764 (直通)
近畿財務局	多重債務相談窓口	〒540-8550 大阪市中央区大手前4丁目1-76 (大阪合同庁舎4号館)	06(6949)6523 06(6949)6875
中国財務局	多重債務相談窓口	〒730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	082(221)9206 (直通)
四国財務局	多重債務者相談窓口	〒760-8550 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 (南館)	087(811)7801 (直通)
九州財務局	多重債務相談窓口	〒860-8585 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎	096(351)0150 (直通)
	大分財務事務所	〒870-0016 大分市新川町2丁目1番36号 (大分合同庁舎3階)	097(532)7188 (直通)
	宮崎財務事務所	〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 (宮崎合同庁舎3階)	0985(42)7524 (直通)
	鹿児島財務事務所	〒892-0816 鹿児島市山下町13番21号 (鹿児島合同庁舎1階)	099(227)5279 (直通)
福岡財務支局	多重債務相談窓口	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 (福岡合同庁舎4階)	092(411)7291 (直通)
沖縄総合事務局	多重債務相談窓口	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館10階	098(866)5070 (直通)



## 都道府県・指定都市の消費生活センター等一覧

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
北海道	北海道立消費生活センター	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7 北海道庁別館西棟	050-7505-0999
札幌市	札幌市消費者センター	〒060-0808 札幌市北区北8条西3 札幌エルプラザ2階県民福祉プラザ5階	011-728-2121
青森県	青森県消費生活センター	〒030-0822 青森市中央3-20-30	017-722-3343
岩手県	岩手県立県民生活センター	〒020-0021 盛岡市中央通3-10-2	019-624-2209
宮城県	宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班(宮城県消費生活センター)	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁1階	022-261-5161
	宮城県東部地方振興事務所県民サービスセンター	〒986-0812 石巻市東中里1-4-32 石巻合同庁舎	0225-93-5700
	宮城県気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 宮城県気仙沼合同庁舎1階	0226-22-7000
	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎	0220-22-5700
	宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎	0228-23-5700
	宮城県北部地方振興事務所県民サービスセンター	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 宮城県大崎合同庁舎	0229-22-5700
	宮城県大河原地方振興事務所県民サービスセンター	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎	0224-52-5700
仙台市	仙台市消費生活センター	〒980-8555 仙台市青葉区一番町4-11-1141ビル5階	022-268-7867
秋田県	秋田県生活センター	〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオン7階	018-835-0999
	秋田県生活センター北部消費生活相談室	〒017-0843 大館市字中町5 旧正札竹村ビル1階	0186-45-1040
	秋田県生活センター南部消費生活相談室	〒013-8502 横手市旭川1-3-41 秋田県平鹿地域振興局1階	0182-45-6104
山形県	山形県消費生活センター	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-624-0999
	山形県置賜消費生活センター	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238-24-0999
	山形県最上消費生活センター	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1370
	山形県庄内消費生活センター	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5451
福島県	福島県消費生活センター	〒960-8043 福島市中町8-2 自治会館1階	024-521-0999
茨城県	茨城県消費生活センター	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎1階	029-225-6445
栃木県	栃木県消費生活センター	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁本館7階南側くらし安全安心課消費者行政推進室	028-625-2227
群馬県	群馬県消費生活センター(群馬県生活文化スポーツ部消費生活課)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県昭和庁舎1階	027-223-3001
埼玉県	埼玉県消費生活支援センター	〒333-0844 川口市上青木3-12-18	048-261-0999
	埼玉県消費生活支援センター川越	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟内3階	049-247-0888
	埼玉県消費生活支援センター春日部	〒344-0038 春日部市大沼1-76 春日部地方庁舎内2階	048-734-0999
	埼玉県消費生活支援センター熊谷	〒360-0014 熊谷市箱田5-13-1	048-524-0999
さいたま市	さいたま市消費生活総合センター	〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階	048-645-3421
	さいたま市浦和消費生活センター	〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階	048-871-0164
	さいたま市岩槻消費生活センター	〒339-8585 さいたま市岩槻区本町3-2-5 岩槻区役所3階(ワッツ東館3階)	048-749-6191
千葉県	千葉県消費者センター	〒273-0014 船橋市高瀬町66-18	047-434-0999
千葉市	千葉市消費生活センター	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-25-1 暮らしのプラザ2階	043-207-3000
東京都	東京都消費生活総合センター	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階	03-3235-1155
	東京都多摩消費生活センター	〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階	042-522-5119

# 都道府県・指定都市の消費生活センター等一覧

平成30年2月時点

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
神奈川県	かながわ中央消費生活センター	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階	045-311-0999
横浜市	横浜市消費生活総合センター	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階	045-845-6666
川崎市	川崎市消費者行政センター	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階	044-200-3030
相模原市	相模原市北消費生活センター	〒252-0143 相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと（JR橋本駅北口イオン橋本店6階）	042-775-1779
	相模原市消費生活総合センター	〒252-0231 相模原市中央区相模原1-1-3 シティプラザさがみはら（JR相模原駅ビル セレオ4階）	042-776-2511
	相模原市南消費生活センター	〒252-0303 相模原市南区相模大野5-31-1 南区合同庁舎3階	042-749-2176
新潟県	新潟県消費生活センター	〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ	025-285-4196
新潟市	新潟市消費生活センター	〒951-8507 新潟市中央区西堀前通6番町894-1	025-228-8100
富山県	富山県消費生活センター	〒930-0805 富山市湊入船町6-7 富山県民共生センター内	076-432-9233
	富山県消費生活センター高岡支所	〒933-0806 高岡市赤祖父211 高岡総合庁舎5F	0766-25-2777
石川県	石川県消費生活支援センター	〒920-8204 金沢市戸水2-30	076-267-6110
福井県	福井県消費生活センター	〒910-0858 福井市手寄1-4-1 AOSSA7階	0776-22-1102
	福井県嶺南消費生活センター	〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 つばき回廊業務棟3階	0770-52-7830
山梨県	山梨県県民生活センター	〒400-0035 甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階	055-235-8455
	山梨県県民生活センター地方相談室	〒402-0054 都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎1階	0554-45-5038
長野県	長野県北信消費生活センター	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1	026-223-6777
	長野県中信消費生活センター	〒390-0852 松本市島立1020 松本合同庁舎4階	0263-40-3660
	長野県東信消費生活センター	〒386-8555 上田市材木町1-2-6	0268-27-8517
	長野県南信消費生活センター	〒395-0034 飯田市追手町2-641-47	0265-24-8058
岐阜県	岐阜県環境生活部県民生活相談センター	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-530 KBふれあい会館1棟5階	058-277-1003
	岐阜県飛騨県事務所振興防災課	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111
	岐阜県東濃県事務所振興防災課	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111
	岐阜県可茂県事務所振興防災課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎内	0574-25-3111
静岡県	静岡県環境衛生科学研究所医薬食品部食品班	〒420-8637 静岡市葵区北安東4-27-2	054-245-7684
	静岡県中部県民生活センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階	054-202-6006
	静岡県西部県民生活センター	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1 静岡県浜松総合庁舎3階	053-452-2299
	静岡県東部県民生活センター	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル2階	055-952-2299
静岡市	静岡市消費生活センター	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	054-221-1056
	静岡市消費生活センター清水相談窓口	〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8	054-221-1056
浜松市	浜松市くらしのセンター	〒432-8032 浜松市中区海老塚町51-1	053-457-2205
愛知県	愛知県消費生活総合センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター1、2階	052-962-0999
	愛知県西三河消費生活相談室	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎1階	0564-27-0999
名古屋市	名古屋市消費生活センター	〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ11階	052-222-9671
三重県	三重県消費生活センター	〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階	059-228-2212
滋賀県	滋賀県消費生活センター	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-23-0999
京都府	京都府消費生活安全センター	〒601-8047 京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	075-671-0004
	京都府中丹広域振興局商工労働観光室	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	0773-62-2506
	京都府山城広域振興局商工労働観光室	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	0774-21-2426
	京都府南丹広域振興局商工労働観光室	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	0771-23-4438
	京都府丹後広域振興局商工労働観光室	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4304

# 都道府県・指定都市の消費生活センター等一覧

平成30年2月時点

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
京都市	京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター	〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階	075-256-0800
大阪府	大阪府消費生活センター	〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10ATC（アジア太平洋トレードセンター）ITM棟3階	06-6616-0888
大阪市	大阪市消費者センター	〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンターITM棟3階	06-6614-0999
堺市	堺市立消費生活センター	〒590-0076 堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル6階	072-221-7146
兵庫県	兵庫県立健康生活科学研究所生活科学総合センター	〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2	078-303-0999
	兵庫県中播磨消費生活創造センター	〒670-0947 姫路市北条1-98	079-281-0993
	兵庫県但馬消費生活センター	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-23-0999
	兵庫県東播磨消費生活センター	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎内	079-424-0999
	兵庫県丹波消費生活センター	〒669-3309 丹波市柏原町柏原5600	0795-72-0999
	兵庫県淡路消費生活センター	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0779-23-0993
	兵庫県西播磨消費生活センター	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	0791-58-0993
神戸市	神戸市消費生活センター	〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1	078-371-1221
奈良県	奈良県消費生活センター	〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階	0742-36-0931
	奈良県消費生活センター中中和相談所	〒635-0085 大和高田市片塩町12-5 大和高田市市民交流センター（コスモスプラザ）3階	0745-22-0931
和歌山県	和歌山県消費生活センター	〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛8階	073-433-1551
	和歌山県消費生活センター紀南支所	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 県西牟婁総合庁舎1階	0739-24-0999
鳥取県	鳥取県立消費生活センター東部消費生活相談室	〒680-0011 鳥取市東町1-271 県庁第二庁舎2階	0857-26-7605
	鳥取県立消費生活センター西部消費生活相談室	〒683-0043 米子市末広町294 米子コンベンションセンター4階	0859-34-2648
	鳥取県立消費生活センター中部消費生活相談室	〒682-0816 倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ2階 中部消費生活センター内	0858-22-3000
島根県	島根県消費者センター	〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター5階	0852-32-5916
	島根県消費者センター石見地区相談室	〒698-0007 益田市昭和町13-1 益田合同庁舎2階	0856-23-3657
岡山県	岡山県消費生活センター	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階	086-226-0999
	岡山県消費生活センター津山分室	〒708-8506 津山市山下53 美作県民局	0868-23-1247
岡山市	岡山市市民生活局生活安全課消費生活センター	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市役所内	086-803-1109
広島県	広島県環境県民局消費生活課（広島県生活センター）	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-223-6111
広島市	広島市消費生活センター	〒730-0011 広島市中区基町6-27 アクア広島センター街8階	082-225-3300
山口県	山口県消費生活センター	〒753-8501 山口市滝町1-1（山口県庁厚生棟2階）	083-924-0999
徳島県	徳島県消費者情報センター	〒770-0851 徳島市徳島町城内2-1 とくぎんトモニプラザ5階	088-623-0110
香川県	香川県消費生活センター	〒760-8570 高松市番町4-1-10 香川県庁東館2階	087-833-0999
	香川県中讃県民センター	〒765-0014 善通寺市生野本町1-1-12 仲多度合同庁舎内	0877-62-9600
	香川県西讃県民センター	〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18 三豊合同庁舎内	0875-25-5135
	香川県東讃県民センター	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2 大川合同庁舎内	0879-42-1200
	香川県小豆県民センター	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 小豆合同庁舎内	0879-62-2269
愛媛県	愛媛県消費生活センター	〒791-8014 松山市山越町450	089-925-3700
高知県	高知県立消費生活センター	〒780-0935 高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター2階	088-824-0999
福岡県	福岡県消費生活センター	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎1階	092-632-0999

# 都道府県・指定都市の消費生活センター等一覧

平成30年2月時点

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
北九州市	北九州市立消費生活センター門司相談窓口	〒801-8510 北九州市門司区清滝1-1-1 門司区役所東棟1階	093-331-8383
	北九州市立消費生活センター若松相談窓口	〒808-8510 北九州市若松区浜町1-1-1 若松区役所2階	093-761-5511
	北九州市立消費生活センター	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた7階	093-861-0999
	北九州市立消費生活センター小倉北相談窓口	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1-1 小倉北区役所1階	093-582-4500
	北九州市立消費生活センター小倉南相談窓口	〒802-8510 北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所3階	093-951-3610
	北九州市立消費生活センター八幡東相談窓口	〒805-8510 北九州市八幡東区中央1-1-1 八幡東区役所本館2階	093-671-3370
	北九州市立消費生活センター八幡西相談窓口	〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 八幡西区役所コムシティ4階	093-641-9782
福岡市	福岡市消費生活センター	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階	092-781-0999
佐賀県	佐賀県消費生活センター（佐賀県くらしの安全安心課）	〒840-0815 佐賀市天神3-2-11 アバンセ内	0952-24-0999
長崎県	長崎県食品安全・消費生活課（長崎県消費生活センター）	〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁舎行政棟2階	095-824-0999
熊本県	熊本県環境生活部県民生活局消費生活課(熊本県消費生活センター)	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-383-0999
熊本市	熊本市消費者センター	〒860-0806 熊本市手取本町1-1 熊本市役所別館（駐輪場）5階	096-353-2500
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	〒870-0037 大分市東春日町1-1	097-534-0999
宮崎県	宮崎県消費生活センター	〒880-0051 宮崎市江平西2-1-20	0985-25-0999
	宮崎県消費生活センター都城支所	〒885-0024 都城市北原町16-1	0986-24-0999
	宮崎県消費生活センター延岡支所	〒882-0812 延岡市本小路39-3	0982-31-0999
鹿児島県	鹿児島県消費生活センター	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-203 県住宅供給公社ビル2階	099-224-0999
	鹿児島県大島消費生活相談所	〒894-8505 奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-0999
沖縄県	沖縄県消費生活センター	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県本庁舎1階	098-863-9214
	沖縄県消費生活センター八重山分室	〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 八重山合同庁舎1階	0980-82-1289
	沖縄県消費生活センター宮古分室	〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎1階	0980-72-0199

## 都道府県・指定都市における精神保健福祉センター一覧

平成30年3月時点

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
北海道	北海道立精神保健福祉センター	〒003-0027 札幌市白石区本通16丁目北6番34号	0570-064-556
札幌市	札幌こころのセンター	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4F	011-622-0556
青森県	青森県立精神保健福祉センター	〒038-0031 青森市三内字沢部353番地92	017-787-3957
岩手県	岩手県精神保健福祉センター	〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19番1号	019-622-6955
宮城県	宮城県精神保健福祉センター	〒989-6117 大崎市古川旭5丁目7-20	0229-23-0302
仙台市	仙台市精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)	〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2229
秋田県	秋田県精神保健福祉センター	〒010-0001 秋田市中通2丁目1番51号	018-831-3939
山形県	山形県精神保健福祉センター	〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30	023-631-7060
福島県	福島県精神保健福祉センター	〒960-8012 福島市御山町8-30	024-535-5560
茨城県	茨城県精神保健福祉センター	〒310-0852 水戸市笠原町993-2	029-244-0556
栃木県	栃木県精神保健福祉センター	〒329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785
群馬県	群馬県こころの健康センター	〒379-2166 前橋市野中町368番地	027-263-1156
埼玉県	埼玉県立精神保健福祉センター	〒362-0806 北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1447
さいたま市	さいたま市こころの健康センター	〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号	048-762-8548
千葉県	千葉県精神保健福祉センター	〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町666-2	043-263-3893
千葉市	千葉市こころの健康センター	〒261-0003 千葉市美浜区高浜2-1-16	043-204-1583
東京都	東京都立中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7711
	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	〒206-0036 多摩市中沢2-1-3	042-371-5560
	東京都立精神保健福祉センター	〒110-0015 台東区東上野3-3-13 プラチナ第2ビル	03-3834-4102
神奈川県	神奈川県精神保健福祉センター	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2	0120-821-606
横浜市	横浜市こころの健康相談センター	〒231-0021 横浜市中区日本大通18番地 KRCビル6階	045-662-3522
川崎市	川崎市精神保健福祉センター	〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル12階	044-246-6742
相模原市	相模原市精神保健福祉センター	〒252-5277 相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら7階	042-769-9819
新潟県	新潟県精神保健福祉センター	〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2-3 新潟ユニゾンプラザハート館	025-280-0113
新潟市	新潟市こころの健康センター	〒951-8133 新潟市中央区川岸町1-57-1	025-232-5560
富山県	富山県心の健康センター	〒939-8222 富山市蜷川459番1	076-428-0606
石川県	石川県こころの健康センター	〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目6番地	0776-24-4400
福井県	福井県総合福祉相談所	〒910-0026 福井市光陽2丁目3-36 織協ビル2階	076-237-2701
山梨県	山梨県立精神保健福祉センター	〒400-0005 甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ3階	055-254-8700
長野県	長野県精神保健福祉センター	〒380-0928 長野市若里7-1-7	026-224-3626
岐阜県	岐阜県精神保健福祉センター	〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内	058-231-9724
静岡県	静岡県精神保健福祉センター	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9245
静岡市	静岡市こころの健康センター	〒420-0821 静岡市葵区柚木240番地	054-262-3011
浜松市	浜松市精神保健福祉センター	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎4F	053-457-2195
愛知県	愛知県精神保健福祉センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 東大手庁舎	052-951-2881
名古屋市	名古屋市精神保健福祉センター	〒453-0024 名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の18 中村保健所等複合施設5階	052-483-2215
三重県	三重県こころの健康センター	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所等2階	059-223-5241
滋賀県	滋賀県立精神保健福祉センター	〒525-0072 草津市笠山8-4-25	077-567-5010
京都府	京都府精神保健福祉総合センター	〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町120	075-641-1810

# 都道府県・指定都市における精神保健福祉センター一覧

平成30年3月時点

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
京都市	京都市こころの健康増進センター	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町3-0	075-314-0874
大阪府	大阪府こころの健康総合センター	〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目1-46	06-6607-8814
大阪市	大阪市こころの健康センター	〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3F	06-6923-0393
堺市	堺市こころの健康センター	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ3階	072-243-5500
兵庫県	兵庫県立精神保健福祉センター	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番2号	078-252-4987
神戸市	神戸市精神保健福祉センター	〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階	078-371-1855
奈良県	奈良県精神保健福祉センター	〒633-0062 桜井市粟殿1000番地	0744-47-2251
和歌山県	和歌山県精神保健福祉センター	〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号	073-435-5194
鳥取県	鳥取県立精神保健福祉センター	〒680-0901 鳥取市江津318番地1	0857-21-3031
島根県	島根県立心と体の相談センター	〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2階	0852-21-2885
岡山県	岡山県精神保健福祉センター	〒700-0985 岡山市北区厚生町3丁目3番1号	086-201-0828
岡山市	岡山市こころの健康センター	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号	086-803-1274
広島県	広島県立総合精神保健福祉センター	〒731-4311 安芸郡坂町北新地2丁目3-77	082-884-1051
広島市	広島市精神保健福祉センター	〒730-0043 広島市中区富士見町11番27号	082-245-7731
山口県	山口県精神保健福祉センター	〒747-0801 防府市駅南町13-40	0835-27-3388
徳島県	徳島県精神保健福祉センター	〒770-0855 徳島市新蔵町3丁目80	088-602-8911
香川県	香川県精神保健福祉センター	〒760-0068 高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎4階	087-833-5560
愛媛県	愛媛県心と体の健康センター	〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	089-917-5012
高知県	高知県精神保健福祉センター	〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-36 高知興林会館4階	088-823-0600
福岡県	福岡県精神保健福祉センター	〒816-0804 春日市原町3丁目1-7	092-582-7500
北九州市	北九州市立精神保健福祉センター	〒802-8560 北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号	093-522-8729
福岡市	福岡市精神保健福祉センター	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ3階	092-737-8829
佐賀県	佐賀県精神保健福祉センター	〒845-0001 小城市小城町178-9	0952-73-5556
長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター 障害者支援部精神保健福祉課	〒852-8114 長崎市橋口町10-22	095-846-5115
熊本県	熊本県精神保健福祉センター	〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120	096-386-1166
熊本市	熊本市こころの健康センター	〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと3階	096-362-8100
大分県	大分県精神保健福祉センター	〒870-1155 大分市大字玉沢字平石908番地	097-541-6290
宮崎県	宮崎県精神保健福祉センター	〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2	0985-32-5566
鹿児島県	鹿児島県精神保健福祉センター	〒890-0021 鹿児島市小野1丁目1番1号 ハートピア鹿児島2階	099-218-4755
沖縄県	沖縄県立総合精神保健福祉センター	〒901-1104 島尻郡南風原町宮平212-3	098-888-1450

※詳細はお住まいの都道府県・指定都市のホームページを検索して下さい。

## ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ

平成30年3月30日公表

内閣官房

警察庁

金融庁

消費者庁

法務省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。

例えば、うつ病を発症するなどの健康問題や、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済的問題に加えて、家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの社会的問題を生じることがあります。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。しかし、本人自身が「自分は病気ではない」などとして現状を正しく認知できない場合もあり、放置しておくと症状が悪化するばかりか、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されます。

そこで、ギャンブル等依存症に関する注意事項や、対処に困った場合の相談窓口をお知らせします。相談の内容に応じ、これらの窓口をご利用ください。

### ■こんな行動に心当たりのある方はギャンブル等依存症に注意！

- ・ 興奮を得るために、使用金額を増やしてギャンブル等をする。
- ・ ギャンブル等をするのを中断したり、中止したりすると落ち着かなくなる、またはイライラする。
- ・ ギャンブル等をすることを制限しよう、減らそう、またはやめようとしたが成功しなかったことがある。
- ・ しばしばギャンブル等に心を奪われている。
- ・ 苦痛の気分有的时候にギャンブル等をする人が多い。
- ・ ギャンブル等の負けを取り戻そうとして別の日にギャンブル等をすることがある。
- ・ ギャンブル等へののめり込みを隠すためにウソをつく。
- ・ ギャンブル等によって大切な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらしたり、失ってしまったことがある。
- ・ ギャンブル等によって引き起こした絶望的な経済状態から免れるために、他人にお金を出してくれるよう頼んだことがある。

(DSM-5に即して記載。)

## ■ギャンブル等依存症からの回復に向けて

### ○本人にとって大切なこと

- ・ 小さな目標を設定しながら、ギャンブル等をしない生活を続けるよう工夫し、ギャンブル等依存症からの「回復」、そして「再発防止」へとつなげていきましょう（まずは今日一日やめてみましょう。）。
- ・ 専門の医療機関を受診するなど、関係機関に相談してみましょう。
- ・ 同じ悩みを抱える人たちが相互に支えあう自助グループに参加してみましょう。

### ○家族にとって大切なこと

- ・ 本人が回復に向けて自助グループに参加することや、借金の問題に向き合うことについては、「主体性」が重要です。ギャンブル等依存症が病気であることを理解し、本人の健康的な思考を助けるようにしましょう。借金の肩代わりは、本人の立ち直りの機会を奪ってしまいますので、家族が借金の問題に直接関わることをないようにしましょう。
- ・ 専門の医療機関、精神保健福祉センター、保健所にギャンブル等依存症の治療や回復に向けた支援について相談してみましょう。また、消費生活センター、日本司法支援センター（法テラス）など借金の問題に関する窓口は、借金の問題に家族はどう対応すべきか相談してみましょう。
- ・ 家族だけで問題を抱え込まず、家族向けの自助グループにも参加してみましょう。

## <ご相談は、各窓口まで>

### 《借金問題を相談する窓口》

#### ○消費者ホットライン 「188（いやや!）」（局番なしの3桁番号）

- ※ どこへどのように相談してよいか分からないときは、ひとまず「188」へお電話ください。
- ※ 原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

[http://www.caa.go.jp/region/shohisha\\_hotline.html](http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html)

#### ○多重債務者向け無料相談窓口（各地方ブロックの財務局内）

- ※ 専門の相談員が借入の状況などをお聞きし、必要に応じて専門家をご紹介します。

<http://www.fsa.go.jp/soudan/index.html>

#### ○法テラス・サポートダイヤル 0570-078374（おなやみなし）

IP 電話からは 03-6745-5600

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

- ※ 法的トラブルでお悩みの方のお問い合わせに応じて、法制度や相談機関等をご紹介します。

<http://www.houterasu.or.jp/>



○公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会 0570-031-640

平日 10:00～12:40、14:00～16:40（祝日・年末年始を除く）

※ クレジットなどを利用して借金の問題を抱えた方に無料で電話相談やカウンセリングを実施しています。また、希望により、無料で債務整理や家計管理の改善を支援しています。

<http://www.jcco.or.jp/debt/hotline/>

○日本貸金業協会 0570-051-051

平日 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/4）を除く）

※ 貸金業法に基づいて設立された自主規制機関であり、貸金業に関連する借入や返済の相談に対して、公正中立な立場からカウンセリングや家計管理の支援をしています（相談の受付は無料です。）。

<http://www.j-fsa.or.jp/personal/contact/index.php>

○全国銀行協会カウンセリングサービス 050-3540-7553

予約日時 月曜日～金曜日（祝日・銀行の休業日を除く）、午前9時～午後5時  
（予約必須）

相談日時 月曜日、火曜日、木曜日 10:00～12:00、13:00～17:00  
水曜日、金曜日 10:00～12:00、13:00～19:00  
（祝日及び銀行の休業日を除く。）

※ 返済にお困りの個人のお客さまを対象に、「カウンセリングサービス」を実施しています（相談は無料です。）。

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/counseling/>

○弁護士会（各地の弁護士会相談窓口）

※ 各地の弁護士会で法律相談を受け付けています。相談できる時間帯などは、地域により異なります。

<https://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation.html>

○各地の司法書士会一覧

※ 各地の司法書士会で法律相談を受け付けています。相談できる時間帯などは、地域により異なります。

[http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/shiho\\_shoshi\\_list.php](http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/shiho_shoshi_list.php)

《保健・医療関係の機関》

精神保健福祉センターや保健所では、医師や精神保健福祉士などの専門職が、本人や家族の相談に対応しています。

●都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

●保健所

<http://www.phcd.jp/03/HClis/>

《ギャンブル等依存症の支援団体》

次に掲げる支援団体では、本人や家族の相談を受けています。

●公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 03-3555-1725

●NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会 090-1404-3327

《自助グループ》

問題を抱えた人同士でつながり、経験を共有することなどを通じて、回復を支援しています。なお、身近に自助グループがあるかどうか等につきましては、まず、お住まいの市区町村、精神保健福祉センター、保健所等にお問い合わせください。

●GA 日本インフォメーションセンター【当事者】 046-240-7279

電話対応は毎月第二土曜日と最終週の日曜日 11:00～15:00 です

<http://www.gajapan.jp/>

●一般社団法人 ギャマノン日本サービスオフィス【家族・友人】 03-6659-4879

毎週月木曜 10:00～12:00 (年末年始除・祝日対応)

<http://www.gam-anon.jp/>

## 【参考：競技施行者・事業者におけるのめり込みに不安のある方への対応】

競馬等の公営競技やぱちんこの施行者・事業者などにおいても、のめり込みに不安のある方の相談に対応しています。（「ギャンブル等依存症対策の強化について」（平成 29 年 8 月 29 日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）参照）

- J R A インフォメーションデスク      050-3536-0066  
月曜～金曜 10:00～17:00（除く 土曜・日曜・祝日・年末年始）  
<http://www.jra.go.jp/news/other/izon.html>
- 各地方競馬場における窓口  
[http://www.keiba.go.jp/havefun\\_2.html](http://www.keiba.go.jp/havefun_2.html)
  
- 競輪に係る公益財団法人 J K A お客様相談コーナー      03-4226-3522  
平日 10:00～17:00  
メール：[webmaster@keirin-autorace.or.jp](mailto:webmaster@keirin-autorace.or.jp)
- オートレースに係る公益財団法人 J K A お客様相談コーナー      03-4226-3519  
平日 10:00～17:00  
メール：[webmaster@autorace.jp](mailto:webmaster@autorace.jp)
  
- 一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターサポートコール  
0120-683-705  
年中無休・24 時間受付  
※ モーターボート競走関係団体において設立された相談窓口であり、ギャンブル等  
依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行っています。  
<https://www.motorboatracetracing-association.jp/info/included2.html>  
<http://www.gaprsc.or.jp/>
  
- 認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク      050-3541-6420  
平日 10:00～22:00（祝日を除く）  
※ ぱちんこへの依存問題の相談を受け付けています。  
<http://rsn-sakura.jp/>
  
- 《平成 30 年 4 月 2 日設置予定》
- 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター      0120-321-153  
平日 9:00～20:00  
メール <https://tms-soudan.com/gamble/>  
※ 公営競技のお客様からののめり込みに関するご相談に対し、専門スタッフ  
（臨床心理士）がカウンセリングを行います。

## 「依存症」って どんなイメージ？

意志の  
弱い人が  
なるもの？

だらしない？

本人は  
やめる気が  
ない？

一生治らない？

それは  
誤解です。  
依存症は誰でも  
なりうる  
病気です。



正しい理解を深めましょう！

中面へGO!

## 周りに「依存症かも」 という人がいたら…

依存症は、脳の機能が弱くなり欲求をコントロールできなくなる「病気」ですが、本人は自覚が無く気づきにくいので、自分の意思でコントロールしようとしても度々失敗します。そのため、周囲がいくら本人を責めても、問題は解決せず、むしろ「叱責」、「処罰」、「借金のお代わり」などは状況を悪化させてしまいます。

本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、まずは、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」のしかたを知ることから始めましょう。

### 相談窓口等はこちら

依存症は、誰でもなりうる病気であり、決して恥ずかしいものではありません。病気を隠すことと解決を遅らせますので、本人や家族だけで抱え込まず、専門の機関に相談しましょう。

#### 地域の相談窓口

依存症に関するご本人や家族からの相談や悩みを受け付けています。詳細はお住まいの都道府県・市町村のホームページを検索して下さい。

#### ● 全国の保健所・精神保健福祉センター

#### 民間団体（自助グループ・支援団体）

自助グループでは、依存症本人または家族同士が体験を共有しながら、回復を目指します。支援団体では相談を受け付けています。詳細はホームページを検索して下さい。

- アルコール依存症
  - (公社)全日本酒造連盟【当事者・家族】 03-3863-1600
  - AA(アルコール・アノニマス)【当事者】 03-3590-5377
  - アラノン【家族・友人】 03-5483-3313
  - 家族の回復ステップ12【家族・友人】 090-5150-8773
- 薬物依存症
  - (NPO)全国薬物依存症者家族会連合会 03-6856-4824
  - NA(ナルコティクス・アノニマス)【当事者】 03-3902-8869
  - アラノン【家族・友人】 03-5951-3571
- ギャンブル依存症
  - (公社)ギャンブル依存症回復を考える会 03-3555-1725
  - (NPO)全国ギャンブル依存症者連合会 090-1404-3327
  - GA(ギャンブル・アノニマス)【当事者】 046-240-7279
  - ヤマノン【家族・友人】 03-6659-4879

## わかっているのに やめられない

～それって依存症かも～



中面に続く

厚生労働省

## 「依存症」って？

### Q 依存症って何？

「依存」する対象は様々ですが、特定の物質や行為を「やめたくても、やめられない」状態を、「依存症」といいます。依存症になると、本人や家族が苦痛を感じたり、生活に困ることが生じたりすることがあります。

やめたくても  
やめられないんだね

代表例  
● アルコール ● 薬物 ● ギャンブル等

※医学的定義では、ある特定の「物質の使用」に関して「やめたくても、やめられない」状態を依存症と呼びますが、本リーフレットでは「行為」に関するそのような状態も含めて「依存症」と表現しています。

### Q 原因は？

人は、不安や緊張を和らげたり、嫌なことを忘れたりするために、ある特定の行為をすることがあります。それを繰り返しているうちに特定の行動をコントロールする脳の機能が弱くなり、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。

自分コントロール  
できなくなってしまうんだね

### Q なりやすい人はいるの？

いろいろな病気と同じように、誰でもなる可能性があります。「根気がない」とか「意志が弱い」からではありません。

誰でも  
なる可能性が  
あったんだね

### Q どんなことが起きるの？

飲酒や薬物使用、ギャンブルなどの行為を優先し、他の活動があるそかになっていきます。その結果、自分や家族の健全な社会生活に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 悪影響の例

- 睡眠や食事がおろそかになる。
- 嘘をついて、家族との関係を悪化させる。
- 仕事や学校を休みがちになる。
- 隠れて借金をしたり、お金を工面するために手段を選ばなくなる。

それは  
困るなあ…

### Q なおるの？

様々な助けや理解により、「飲酒や薬物使用、ギャンブルなどに頼らない生き方」をしていくことができます。依存症は回復が十分可能な病気です。そのためには、しっかりと対応することが大切です。



裏面へGO!

## つづき



## 僕たちは君を大切に思っているよ



知ってほしい

## 依存症のこと

依存症について学んでいこう